

第3回熊本市政治倫理審査会 会議録

(令和7年第1号調査請求事件)

開催日	令和7年(2025年)9月30日(火)	
開催時間	午後2時～午後3時15分	
開催場所	熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室	
出席者	委員	鈴木 桂樹 会長 森 徳和 副会長 岩下 芳乃 委員 川内 恵理 委員 関 智弘 委員 西村 まりこ 委員 野田 幸孝 委員 藤本 雅士 委員 宮園 由紀代 委員 向井 洋子 委員 吉見 仁宏 委員
	事務局	総務局長 津田 善幸 総務局行政管理部長 黒部 宝生 総務局行政管理部総務課長 那須 光也 総務局行政管理部総務課副課長 上田 弘幸
	その他	熊本市長 大西 一史 熊本市契約監理部長 鮫島 裕和 総務局契約監理部契約政策課長 川上 恭範 総務局契約監理部工事契約課長 大木 昌之
欠席者		

次 第	
1	開会
2	市長への意見聴取
3	質疑応答
4	熊本市の契約事務について
5	次回以降の検討
6	閉会
配 付 資 料	
・ 配付資料一覧 ・ 次第 ・ 席次 ・ 委員名簿 ・ 第2回熊本市政治倫理審査会 会議録 ・ 熊本市の契約事務について	

会議録

鈴木会長	定刻になりましたので、ただいまから熊本市政治倫理審査会を開会します。 川内委員からは少し遅れるという連絡がっております。 西村委員は、今、会場に向かっている途中かと思いますが、開会に必要な定足数は満たしておりますので、さっそく議事に入りたいと思います。 初めに、第2回審査会の会議録について、事務局から事前に確認依頼があったかと思いますが、何か大きな修正の要望等はございましたか。
那須総務課長	事務局でございます。会議録 15 ページの一番下のところで言い回し等についてのご意見がございましたが、趣旨が変わるようなご意見はございませんでした。以上でございます。
鈴木会長	ありがとうございます。 それでは、お配りしている会議録のとおりで確定をしたいと思います。よろしいでしょうか。
	委員了承
鈴木会長	確定した会議録については、調査請求者及び調査請求の対象である熊本市長に、事務局から送付をお願いします。 それから、本日机上に配付しております議事要旨は、会議録を基に前回の審査会の要点を事務局が整理したものです。審査を進める中で、これまでの議論の内容を確認する際の参考資料という形でお使いいただければと思います。 それでは、本日は令和7年第1号調査請求事件の調査請求の対象である大西市長にお越しいただいておりますので、熊本市政治倫理条例施行規則第10条に基づいて、市長への意見聴取を行いたいと思います。 大西市長、事務局が誘導しますのでお席の移動をお願いします。 はじめに、本日の意見聴取の進め方及びこれまでの経緯について少しだけご説明させていただきます。当審査会は令和7年6月18日付けで提出された調査請求書に記載されている違反の内容について審査を進めております。本日は、この調査請求書及び添付資料に対する大西市長からのご意見を伺いたいと考えております。

	まず、大西市長から 10 分を目安に意見を述べていただいて、そのあと委員の方々からの質疑応答という形にしたいと思いますのでよろしくお願いします。 それではさっそくですが、大西市長よろしくお願いします。
大西市長	皆様こんにちは。熊本市長の大西でございます。本日は、政治倫理審査会における弁明の機会をいただきまして、ありがとうございます。さっそくですけれども、調査請求書に記載されております 4 点について私の方から述べさせていただきます。着座にて失礼いたします。 まず、1 点目の熊本市政治倫理条例第 3 条第 1 号の「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしない」という規定に関し、2022 年政治資金収支報告書における寄附者の住所欄に当該寄附者が役員を務める会社の所在地となっていることが実質企業献金の疑いがあること、また、これらの会社が熊本市から多額の公共事業を受注すれば、特定の企業に対する有利な取り計らいをしたことが疑われるとの請求者の主張でございます。 この点に関しまして、地方公共団体の契約は、地方自治法の規定に基づき一般競争入札を原則としつつ政令に定める場合は指名競争入札、随意契約によることができると定められております。本市における契約におきまして、これらの法令に基づき適正に処理されておきまして、また、より適正性を担保するために、本市独自の取り組みといたしまして、各局に合議制の契約事務調査会議を設置して、厳正に審査をしているところでございます。また、契約結果についても本市のホームページで公表するなど透明性の確保に努めておりまして、請求者の言う「特定の企業に対する有利な取り扱い」は、できない仕組みとなっております。もとより、そのような取り計らいをするよう指示したこともございませんので、同条例違反には当たりません。なお、政治資金収支報告書における寄附者の住所の記載については、熊本県選挙管理委員会に対して照会を行いましたところ、政治資金規正法上、収支報告書に記載する寄附者の住所について定義等は定められておらず、どの住所を記載しなければならないという

	決まりはないという回答をいただいております。そのため、住所欄に会社の所在地を記載したからといって企業献金に当たるものではないと理解しております。 2点目の、同条例第3条第2号「政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置する」という規定に関し、公共事業の発注権限を持つ市長の資金管理団体が受注企業の代表者・役員から寄附を受けることは政治的・道義的批判を受けることは確かであり、その「おそれ」も含め、条例違反は明白であるという請求者の主張でございます。 私の政治資金管理団体であります新世代政経懇話会への寄附につきましては、全て個人からのものでございまして、企業・団体等からの寄附ではないということから、本条例に抵触するものではございません。なお、繰り返しになりますが、契約事務につきまして厳正に行っておりまして、特定の企業に対する有利な取り計らいは出来ない仕組みとなっております。 3点目の、同条例第3条第3号「その地位を利用しいかなる金品も授受しない」という規定に関し、公共事業を受注している会社の役員が、公共事業の発注権限を持つ市長の後援団体から寄附の依頼があれば断ることは難しく、結果的に地位を利用し後援団体の資金集めを行っている形となり、条例違反であるとの請求者の主張でございます。 寄附に関しましては、私の政治活動を支えていただいている方々でございまして私の政治理念や政治的な考え方に共鳴し寄附をしていただいているものでございます。市長の地位を利用して寄附を募っているものではございません。また、先に述べましたとおり、契約は市長が自由にできるものではございません。厳正な手続きを経て行っているものでありまして、寄附をしていただいている方もそのことは理解していただいていると思います。 4点目の、同条例第3条第5号「市民全体の代表者として、法令を遵守し、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしない」という規定に関し、一、公共事業の発注権限を持つ市長が受注業者から寄附を受ければ、事業者へ
--	---

	の有利な取り計らいが類推され、公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さに疑いがもたれる。二、しかも、個人献金に「企業所在地」を記載することは政治資金規正法の虚偽記載にあたる。三、2022 年 10 月 8 日開催のパーティー収入は 1,157 万円で、2 社が 180 万円を支払っており、それを引いた額は 977 万円、1 万円会費で 1,052 人の支払者数は政治資金規正法の虚偽記載であり、法令遵守に反するとの請求者の主張でございます。 まず、一につきましては、先ほど申し上げましたとおり、契約事務については法令等の規定に基づき厳正に行っております。また、より適正性を担保するため契約事務調査会議を設置するなど本市独自の取組も行っているところでございまして特定の企業に対して有利な取り扱いはできない仕組みとなっております。 二の住所につきましては、先ほども述べましたとおり、熊本県選挙管理委員会からも政治資金規正法上、収支報告書に記載する個人寄附者の住所について定義等は定められておらず、どの住所を記載しなければならないという決まりはないとの回答をいただいております、虚偽記載にはあたらないと認識をしております。 三につきましては、パーティー券は 1,057 枚購入をいただいております、その収入としては収支報告書に記載のとおり 1,057 万円でございます。なお、収支報告書の「対価の支払いをした者の数」欄に記載をしました 1,052 人は、実際にパーティーに参加をした方の人数を記載したものでございます。これは、収支報告書を提出するにあたり、熊本県選挙管理委員会に確認をしたうえで記載をしたものでございます。 私からは以上です。
鈴木会長	ありがとうございました。 続いて、委員からの質疑を受けていただきます。質問されたことに、全てこの場で 100% 答える必要はありません。また、正確さを期すために後で調べて報告していただくということも可能ですので、よろしくお願いいたします。 それから質問の趣旨ですけれども、ここで何か事実を明らかにするというようなことではなくて、今後の審議のための

	材料を提供していただくというような趣旨で、委員の方々からご質問を募りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。 それではただいまのご説明に対して委員の皆様からご質問等はございますか。
野田委員	3月5日に、市議会で市議の質問に対して答弁をなさっておりますが、寄附は政治資金規正法や関連法令に沿い適正に処理されていると。その後に、個人としての付き合いがあり、応援の気持ちで協力していただいていると。また、閉会後の取材において、あくまでも個人からの善意の寄附であるということをおっしゃっておられます。それから、6月11日の報道陣の取材に対して、県議時代から無所属で活動し、政党支部もなく企業献金を受けることができなかったから、個人にお願いして寄附をいただいていたというにおっしゃっておりますが、これらについては間違いないでしょうか。
大西市長	はい。これまで議会でも、それから、報道でも取材があつておりまして、私も誠実に回答させていただいております。ですから、その点については間違いございません。やはり、この政治献金という問題に関しては、寄附をするということがどういうことにあたるのかということは、もうずっと古くから議論がなされておりまして、今、国政でも話題になっております。 ですから、ことさら私自身も、行政をねじ曲げるために資金をいただくということは許されないと思っています。ただ、やはり政治活動をしていく中で、事務所の運営経費など個人の方からの善意で支えていただいているという側面はございますので、そういう意味で、個人献金を全く禁止しているというわけではなく、これは県議時代から政治活動をしっかり行っていく上で必要だということで、多くの皆さん方が、私の政治活動に共鳴をして、共感をして、頑張れという気持ちで、応援していただいているということでございます。
野田委員	ありがとうございます。
鈴木会長	他にございませんでしょうか。
吉見委員	収支報告書には寄附者の住所が記載されておりますが、この寄附者の住所は何に基づいて記載されているのか、もしお

	分かりでしたらお答えいただければと思います。
大西市長	寄附者の住所は、寄附をされる方が後援会の申し込みをされますので、その時に記載をしていただいた住所を記載しております。
吉見委員	何に記載されているということでしょうか。
大西市長	例えば、後援会の申込書というものがありますので、そういったものを書いていただきます。これについては、個人献金であるのに会社の住所を記載すると企業献金と疑われるのではないかと報道等でも話題になっておりましたので、私としても色々確認をしまして、今は個人の住所を書いてくださいと事務方から寄附者に依頼していると聞いております。しかし、この時点では、先ほどの熊本県選挙管理委員会の見解でもありましたとおり、どこの住所を書かなければならないということが法律上定められていないということもありますし、我々も個人献金として受ける中で、例えば、便宜上、見積書を勤務先に送ってくださいというご依頼も有りうると思われましたので、それは申込書やご依頼に沿って対応しております。また、事務方としても、私自身も、収支報告書を見てこれが自宅の住所か勤務先の住所かということは分かりませんので、そういう形で書かせていただいております。
吉見委員	申込書に寄附者自身がご住所を書かれて、その申込書に記載された住所を収支報告書に記載されたということでしょうか。
大西市長	そうです。
吉見委員	分かりました。ありがとうございました。
鈴木会長	他にご質問はありませんか。
関委員	市長と契約手続きの関係について伺います。実際に契約手続きが進む中で、市長が関わられる部分というのはどこになるのでしょうか。
大西市長	例えば、決裁をする時などがありますが、決裁が上がってくるのも金額によって変わってきますので、どの業者さんがどういうふうに入っているとか、そういった細かいところで契約事務に関わることはありません。最終的に、契約事務を行う上での決裁権限の中で関わることはありますが、市長レベルで決裁をする案件は何億円以上と決まっております。ですから、それ以外の部分に関しては、先ほどご説明申し上げ

	たように、担当部局において客観的に問題が起こらないようにする仕組みがもうきちんつくられていますので、私が契約に介入するようなことはできない仕組みになっております。これは、今までの経験といいますか、過去に起きた色々な汚職事件等を踏まえて、随分改善をされてきたというふうに私自身は認識しております。もちろん、先ほど申し上げたように、何かこれで便宜を図りたいということはありませんし、そういうこともできない仕組みになっているとご理解いただければいいかなと思います。これについては、また契約監理部の方に聞いていただければ良いかと思います。
関委員	ありがとうございます。
鈴木会長	他に何かございませんか。
藤本委員	基本的なことをお聞きしますが、個人献金をされる場合は、例えば、ホームページ等で募られるという方法が1つあるかと思いますが、事務方が営業活動等をすることはあるのでしょうか。
大西市長	こちらからあっせんをすることは当然あってはいけませんので、皆さんから寄附をしたいとか、応援をしたいとか、後援会に入りたいとかいうお話があった時に、事務方からご案内をいたします。
藤本委員	事務方から寄附をお願いするということは基本的にはないということでしょうか。
大西市長	ありません。
鈴木会長	私からも会長としてではなく、一委員として質問させていただきます。新世代政経懇話会は、いわゆる寄附金控除適用団体として登録をされている団体なののでしょうか。
大西市長	はい。そうです。
鈴木会長	わかりました。質問した趣旨は、収支報告書の中で5万円未満の方もリストに上がっていたので、確認させていただきました。 それから、例えば、令和5年の収支報告書においては、寄附者が100名ちょっといらっしゃるかと思いますが、中には毎年寄附をされている方も結構いらっしゃると思います。お伺いしたいのは、寄附者の名前を見て、「あの人だな。こういう仕事をして、こういうことで頑張っている人だな。」と大体把握されているのでしょうか。寄附者との面識の度合いをお

	伺いしたいと思います。
大西市長	寄附の手続きに関しては事務所の方で対応させていただいておりますので、1つ1つ住所を確認したり、名前を確認したりという作業は、私自身は行っておりません。やはり、365日市政に張り付いているような状態ですので。事務所の方から、この収支報告書を提出するにあたって、こういう形で提出しますというような確認がある時には見ますけれども、いちいち誰がどういう形でということは、認識をしてないというのが現実です。ただ、今回、政治倫理審査会に出ることになったので、改めてじっくり見てみますと、「あ、この方だ。」とか、「あ、親戚も寄附してくれていたんだな。」とか改めて認識したところです。ですので、例えば、住所から類推してこの企業があるから、手心を加えようというような感覚は全くございません。
鈴木会長	ありがとうございます。ちなみに、改めて寄附者も見られて、どれぐらいの割合で認識できる方がいらっしゃいましたか。
大西市長	もちろん知っている方のお名前はありましたが、名字は知っていたけど下の名前はこうだったんだと気づくこともありましてし、やはり個人の方だと会社役員などと書いてありますから、「あれ、どこの会社の方だろうな。」というのは、これで確認したところではございました。
鈴木会長	ありがとうございます。先ほどのご発言の中でもありましたが、収支報告書について熊本県選挙管理委員会から何か修正の指示があるようなことは、過去にはなかったという認識でよろしいでしょうか。
大西市長	はい。ございません。
鈴木会長	それと、特定パーティーに対する対価に関する記入欄に参加人数を書かれていたということですが、これは前々からそういう処理をされていたということですか。
大西市長	そうですね。事務方の方で、当然、熊本県選挙管理委員会に提出する時に、これで良いのかと1つ1つ窓口で確認しております。今はインターネットでも提出できるようになっておりますが、一応確認はしておりますので、そういう意味では正確さを期すように書いているところです。今回においても、出席したのが何人で、購入してくださった方が何人で、

	という形で出しているということは、ある意味、熊本県選挙管理委員会にしっかりご指導いただきながら提出しているということでございます。
鈴木会長	ありがとうございます。熊本県選挙管理委員会としっかりやり取りしながら提出していたということですね。
大西市長	はい。
鈴木会長	もう1つ伺います。先ほどの説明の中で、法令違反はしていないというご発言がありました。今回の場合、法令違反の法令というのは、具体的には政治資金規正法と政治倫理条例の2つがあると思います。政治資金規正法の方は、「何々をしてはいけない」という形式になっておりまして、これに違反するかどうかの話になりますが、政治倫理条例の方は、第3条に政治倫理基準が書いてありまして、5項目ある中で、2号と5号に関しては、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはいけないとか、あるいは、職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしてはいけないというような文言があって、いわばハードルが少し高くなるというふうにも読めなくはないと思います。この「批判や疑惑をもたれるおそれ」というような基準から見ても、法令違反はないと判断をしておられるかどうか、あるいはその理由やお考えがあれば、お聞きしたいと思います。これは条例の解釈の問題も関わってくるため、参考までにご意見があればお願いいたします。
大西市長	先ほどから繰り返し申し上げておりますとおり、県議時代からずっと私の政治姿勢・政治理念に共鳴をしてくださっている方からの善意で寄附をいただいて、応援をしてくださっていると私自身も強く認識をしておりますので、そういう意味では、これが何か疑いを持たれるというような性質のものではないと考えているところです。
鈴木会長	今回、疑いを持たれたということについては、どうお考えでしょうか。
大西市長	それについては、政治倫理審査会の中で全てを詳らかにしながら正々堂々と弁明もさせていただいておりますので、適切性に関しては審査会の方でご審議いただくべきところではないかと考えております。
鈴木会長	ありがとうございました。他にご質問等がある方はいらっ

	しゃいますか。
森副会長	大西市長の政治団体においては、収支報告の作成はどなたがされるのでしょうか。
大西市長	事務所の人が作成されます。
森副会長	毎年決まっているのでしょうか。
大西市長	毎年決まっております。もちろん手伝ってくださる方もいるかとは思いますが。
森副会長	先ほどのご説明で、提出する前に確認をするというお話があったかと思いますが、市長は収支報告書のどの部分を確認するのでしょうか。
大西市長	きちんと収支が合っているかどうかを確認します。もし間違いがあると修正しなければなりませんし、信頼性を損なうものでもありますので、年末作業が終わった後や提出する前などに、時間がなかなかないため一枚一枚確認するわけではございませんが、収支に問題ないか、変な支出がないかという点については気にするようにしております。
森副会長	ありがとうございます。2つ目の質問ですが、先ほどのご説明で、事務方が熊本県選挙管理委員会に確認したうえで収支報告書を提出しているというお話でしたが、具体的に事務方から熊本県選挙管理委員会にどういう点を確認して収支報告書を提出されたのか、分かる範囲でお答えいただければと思います。
大西市長	例えば、人数の話であれば、チケットは買ったけど実際には来られなかった人もいます。この差をきちんと収支としてで出さなければならないだろうということで、おそらく事務方はこの形で良いのかということを熊本県選挙管理委員会に確認して、それでいいです、ということで提出したというふうに私は報告を受けております。
森副会長	分かりました。
鈴木会長	他にございませんか。
宮園委員	契約事務について、先ほどのご説明で各局に合議制の契約事務調査会議があるとのことでした。熊本市の契約事務は、おそらく100万円いかないレベルのものから何億円というものまでたくさんあるかと思いますが、契約事務調査会議にかける契約が全てなのか、それとも、ある一定の金額の契約なのかが分かる資料があれば、より具体的に分かりやすいのか

	なと思いました。
大西市長	事務的なことは契約の担当部署にお聞きいただければと思いますが、厳格に事前審査をしているということは聞いております。決裁ラインで何か不正が起きていないかという点に関しては、第三者の目として他局、つまり、関係のない局がチェックするという仕組みができております。これは過去の事件を踏まえ前市長時代に作られた仕組みでありまして、熊本市の契約事務については私が何か口を挟むような余地はないと思っております。金額等については担当部署から回答させていただければと思います。
宮園委員	ありがとうございました。
鈴木会長	ありがとうございました。他に質問がないようでしたら、以上で大西市長への質疑応答を終了させていただきます。大西市長、お忙しい中ありがとうございました。引き続き審査を進めてまいります。その過程で疑問点等がありましたら、またお尋ねすることもあるかと思います。その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。
大西市長	ありがとうございました。
鈴木会長	それでは、今質問の中でもいくつか出てきましたが、契約事務に関して、前回会議で熊本市の契約事務に関する基本的な知識を審査会でも共有しておきましょうという方向性が出されたと思います。 本日は、熊本市契約管理部にお越しいただいておりますので、熊本市の契約事務についてご説明をお願いして、その後に委員の皆様から質問があれば出していただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。
川上契約政策課長	それでは、熊本市契約政策課から本市の契約事務につきまして説明いたします。着座にて失礼いたします。資料の「熊本市の契約事務について」をご覧くださいければと思います。 最初に1の契約手法についてですが、民法では、契約自由の原則を前提にしておりますが、地方自治体では、契約の原資が税金であることから、競争性、公平性、公正性及び透明性確保の観点により、契約自由の原則の一部が制限されており、地方自治法及び同法施行令で、自治体の契約手法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及びせり売りの4つと

	定められています。 4つの契約手法の内容についてですが、まず、一般競争入札については、不特定多数の者を入札で競争させ、自治体にとって最も有利な価格で申込みをした者との間で契約を締結する方法で、広く誰でも入札に参加することができ、最も競争性、公平性、公正性及び透明性が確保できることから、自治体が行う契約の原則となっています。 指名競争入札については、自治体が技術力や許認可の状況、信用その他について適当であると認める特定多数の者を指名し、入札で競争させ、その中から相手方を決定し、契約を締結する方法で、※1のとおり、地方自治法施行令第167条の規定に該当する場合のみ実施できることとなっています。 随意契約については、競争の方法によらないで、自治体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法で、一般競争入札を原則とする契約手法の特例であり、※2のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に該当する場合のみ実施できることとなっています。 随意契約の主な内容については、例えば、1号については、地方自治法施行令の範囲内で本市が規則で定める額を超えない少額な契約、2号については、内容が特殊で、特定の業者のみしかできない契約、5号については、災害等により市民の生命財産確保の観点から、緊急に実施すべき契約等が挙げられます。 せり売りについては、言い換えれば、オークションで、本市では、税の差押品の公売で活用されています。 続きまして、2の契約手続についてですが、先程説明した4つの契約手法のうち、支出に関する3つの手法について、手続の流れを記載しております。 (1)の一般競争入札については、最初に契約方法、仕様、設計等発注内容について明記した実施伺を予定価格の額に応じ課長から市長までの決裁権者が決裁し、合わせて予定価格を設定後、公告します。 次に業者が公告の内容を確認して、参加を申請し、申請締切後、本市が申請内容を資格審査し、資格を有すると判断した業者が入札、最も有利な価格の者と契約する流れとなって
--	---

	おります。 (2)の指名競争入札については、複数の指名業者の指名、(3)の随意契約については、1号は複数、それ以外は地方自治法施行令の各号の規定に基づき特定される1業者への見積書の提出を依頼する箇所が一般競争入札と異なっています。 最後に3の契約事務のチェック体制についてですが、只今説明した契約手続について、契約手続の事前、途中過程においては、各局内の部課長等で構成される契約事務調査会議や、工事や物品等の選定等審査会による契約事務に直接携わる当事者以外の第3者によるチェックを行い、特定の職員や業者等の介入を排除しております。 さらに、有識者で構成される入札等監視委員会により、事後チェックすることにより、競争性、公平性、公正性及び透明性を確保しております。 説明は以上です。よろしくお願いします。
鈴木会長	ありがとうございました。ただ今のご説明を受けて、委員の皆様からご質問等はございますか。
岩下委員	今のご説明だと、市長が関わることになるのは、2の契約手続きの(1)から(3)の実施伺の部分と契約締結伺の部分になるということでしょうか。
川上契約政策課長	そのとおりでございます。
岩下委員	分かりました。
鈴木会長	他にございませんか。
関委員	契約事務のチェック体制についてお尋ねします。先ほど市長のご説明でもありましたが、契約事務調査会議や入札等監視委員会があり厳しいチェックを行っているというお話だったかと思いますが、これは他の政令市もほとんど同じような仕組みなのでしょうか。それとも熊本市独自の取組なのでしょうか。
川上契約政策課長	まず、契約事務調査会議については、先ほど市長もおっしゃられたように過去の事件を踏まえて、おそらく本市独自で設けられた仕組みであり、私が知る限りは他都市でこれだけ全ての範囲において取り組んでいるものは把握しておりません。入札等監視委員会につきましては、国の法令等に従い

	多くの都道府県、政令市が設置しているものでございます。本市においても、政令市となったその前後において、入札の透明性、公平性の確保の観点から設けられたものと認識しております。
鈴木会長	今の質問に関連して、このチェック体制を通じて、問題ありとされた事例、あるいは件数について何か具体的なお説明はありますでしょうか。
川上契約政策課長	契約事務調査会議につきましては、事前チェックということになりますので、引っかけた場合はもう発注ができない制度設計となっております。入札等監視委員会につきましては、審議の中で色々ご議論いただき、細かいご指摘等については議事録に載っている範囲内であったかと思いますが、重篤な問題は発見されていないと認識しております。
鈴木会長	入札等監視委員会での指摘というのは、例えばどのようなものが出てくるのでしょうか。
川上契約政策課長	弁護士さんや公認会計士さんなど、色々な専門的な見地からご意見をいただいておりますので、手法として、こうやった方がより良く事務手続きが進むのではないかなというように、どちらかという入札制度をより良くするような提言としてご意見をいただいているところです。
鈴木会長	精度を高めていくような形でのチェックということで、何か具体的な事案について、これは問題があるから対応しなければならぬというような意見はあまり出てこないということでしょうか。
川上契約政策課長	そうです。
鈴木会長	入札等監視委員会の議事録は公開されていますか。
川上契約政策課長	年2回開催しておりまして、議事録は本市のホームページで公開しております。
鈴木会長	分かりました。ありがとうございます。他にご質問がある方はいらっしゃいますか。
藤本委員	契約事務調査会議におけるチェックの度合いについて、どのぐらいのレベルでされているのでしょうか。例えば、事業者の事業活動の内容に関する資料等を出しながらチェックされているのか、それとも、契約内容と事業内容と照らし合わせてチェックしているのか、レベルが色々あると思いま

	す。というのも、他部署の課長さんとか部長さんは、事業内容についてあまり知らないわけですね。その事業に対して、どのぐらいの深さでチェックしていらっしゃるのかを教えてくださいいただければと思います。
川上契約政策課長	契約事務調査会議に出席される課長等については、契約に関する知識は十分有しているという前提で審議させていただいている状況ではございます。チェックの内容については、例えば、一般競争入札であれば、参加要件が恣意的になってないかというところの要件審査を行っております。また、随意契約については、例えば、2号随契であると特定の相手方としか契約できませんので、本当にその業者でないと契約できないのか、地方自治法施行令の2号に当てはまるかどうかという点を各部課長と審議をして、これはもうやむを得ないというところまで審議を行って判断しております。やはり、そこら辺が契約の根幹に関わるところでございますので、力を入れて審議を行っているところでございます。
藤本委員	分かりました。ありがとうございます。
鈴木会長	他にありませんか。
岩下委員	契約事務調査会議というのは、どのタイミングで、どの段階で行われるのでしょうか。
川上契約政策課長	基本的には、契約の実施前に行います。一般競争入札で実施するのか、指名競争入札で実施するのか、随意契約で実施するか、という点については非常に重要な要素でございます。先ほど申したとおり、一般競争入札で実施するのが原則でございますので、その最初の判断を行っているところでございます。
岩下委員	実施伺の前に行われているということでしょうか。
川上契約政策課長	そうです。
岩下委員	そのあとは実施されないのでしょうか。
川上契約政策課長	例えば、小規模な随意契約については事後的に審査をする場合もございますが、やはり公平性の確保の観点からいえば、基本的には一番重要な点についてご審議いただく場となっております。必要に応じて、途中での審査についても活用できるような形はとれるかと思いますが。
岩下委員	契約事務調査会議を実施するにあたって、いつ実施しなけ

	ればならないというような条例等があるのでしょうか。
川上契約政策課長	各局で契約事務調査会議の設置要綱がございます。総務局の設置要綱もございますので、後ほどお示しできればと思います。
岩下委員	ありがとうございます。
鈴木会長	他にいかがでしょうか。
吉見委員	随意契約について、随意契約の第1号において、「自治体が政令の範囲内で定める額を超えない契約」と書いておりますが、具体的に金額はいくらなのでしょうか。
川上契約政策課長	案件ごとに金額が定められておりまして、本市の場合は、地方自治法施行令で定められる限度内で契約事務取扱規則の金額を定めております。国の規定と全く同じ金額ではございますが、例えば、物品の購入は予定価格300万円、工事の請負は400万円、その他の契約は200万円など、案件に応じて金額が定められております。 ちなみにですが、国から地方自治法施行令の改正通知がございまして、本市においては5月から契約事務取扱規則を改正して、金額を引き上げて対応しているところでございます。
吉見委員	ありがとうございました。契約の種類によって金額が異なるということですね。第1号の随意契約の件数は何件ぐらいあるのでしょうか。もし今お分かりであれば教えていただきたいと思います。
川上契約政策課長	件数は今把握しておりませんが、例えば鉛筆1本から第1号の随意契約となりますので、数的には莫大だと思います。数字が必要であれば改めてお調べしてお伝えいたします。
吉見委員	なぜ件数をお聞きしたかというのと、次の質問に関係するのでお尋ねしました。契約事務調査会議については、少額の随意契約を含めて、全てチェックの対象になるのでしょうか。
川上契約政策課長	全件対象となります。
吉見委員	全ての契約を対象とするとなると、相当な件数をチェックされているということですね。1回の会議で契約何個ぐらいをチェックすることになるのでしょうか。
川上契約政策課長	総務局の場合は毎月1回開催しておりまして、例えば、年度末だとかなりの数になりますので、2、3時間ぐらいかか

	ります。実際に契約事務調査会議に諮る案件数としては20件30件ぐらいになるかと思います。
吉見委員	ありがとうございました。
鈴木会長	他にはございませんか。
森副会長	先ほど、契約の総数は把握していないとおっしゃられておりましたが、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りとあって、熊本市が年間どういう契約を何件しているというのは、ある程度整理できるのでしょうか。
川上契約政策課長	別件で年間の全件集計を試みましたが、かなりの時間を要しました。集計できないということはありませんが、負担は大きいと認識しております。
森副会長	総数が何件ぐらいあって、4つの種類の契約の割合がどのぐらいあるのかというところが分かるとイメージが沸くのではないかと考えたところです。この仕事ばかりに時間をかけるわけにはいかないと思いますので、可能な方法があればご検討いただければと思います。 それから、先ほど質問が出ましたが、契約事務調査会議に関する要綱があるということでしたので、こちらも可能であれば出していただくのと、随意契約についても、契約事務取扱規則で契約の種類ごとに金額が定められているとのことでしたので、全ての部局とは言わなくても、例えば、総務局の場合はこうしていますということが分かるような資料を頂けるとありがたいと思います。
川上契約政策課長	契約件数の集計については1度お預かりさせていただいて対応を検討させていただければと思います。要綱あるいは規則等についてはご提供いたします。
鈴木会長	他にございませんか。
岩下委員	全てに市長が関わるわけではないというご説明だったかと思いますが、どのぐらいの規模のものであれば市長まで決裁が上がっていくのでしょうか。
川上契約政策課長	例えば、予定価格3億円以上だと市議会の議決を要することになっておりまして、市長決裁の案件となっております。そういった金額的に大きな案件については市長まで決裁いただくことになっております。
岩下委員	それについても実施要領等があるのでしょうか。
川上契約政策	事務決裁に関する訓令がございますので、ご提供いたしま

課長	す。
鈴木会長	他にございませんか。
宮園委員	指名競争入札についてお尋ねします。複数業者をあらかじめ選ぶということですが、業者を選ぶ際の公平性はどのように取っていらっしゃるのか教えていただければと思います。
川上契約政策課長	指名競争入札についても、契約事務調査会議で審査をしております。また、工事や物品については工事契約課や契約政策課において集約的に行っておりますが、こちらについては契約事務調査会議とは別で、工事や物品の審査会を設けておりますので、そこで審査し業者を選定しているところでございます。
鈴木会長	他にご質問はありますか。
吉見委員	先ほどの質問の中で、いくら以上の契約から市長が関わるのかというご質問があつて、それに対して３億円以上というご回答がありましたが、逆に言えば、３億円に満たない金額の契約については市長が関わることはないのでしょうか。
川上契約政策課長	予定価格に応じて課長、局長、副市長、市長と決裁区分が設けられており、市長決裁以外の部分はその権限が下の階層の職員に委任されておりますので、直接市長が関わることはないと認識しております。具体的な金額については、後ほど資料をご提供させていただければと考えております。
吉見委員	ありがとうございます。
鈴木会長	決裁権が分権化されているということですね。１点だけ、私の理解が間違っていたら教えてください。質疑応答の中で、契約事務調査会議が開かれるのはどの段階かというご質問に対して、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のどれにするかを決定する段階が一番多いというご回答がありました。そうすると、具体的な会社を選定するという段階をチェックするのは、事務的な入札等監視委員会レベルというような理解でよろしいのでしょうか。
川上契約政策課長	一般競争入札については、要件を満たしていれば誰でも参加できますので、要件審査が終わればそのまま入札を行うこととなります。指名競争入札や随意契約については、事前にその業者さんが妥当かどうか事前チェックを行いますので、そこで業者の適否についても判断することとなります。
鈴木会長	随意契約についても事前チェックということで、契約事務

	調査会議で審議するということでしょうか。
川上契約政策課長	そうです。
鈴木会長	分かりました。ありがとうございます。他にご質問がなければ、以上で契約についての質疑応答を終了します。ありがとうございました。 最後に次回以降の検討ですが、前回の会議で請求趣旨の説明あるいは質疑応答を行いました、それを踏まえて、今後どのように調査をしていくか、どのような事実確認が必要なのかという点について、皆さんからご意見をいただいたところです。これに加えて、本日、市長や契約監理部の方から説明をしていただきました。これを踏まえて、前回に付け加えて、何かプラスするような要素があれば出していただきたいと思います。 まず、事務局の方から、前回審査会で決定した調査事項の対応状況についてご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
那須総務課長	事務局でございます。現時点での対応状況をご報告いたします。 総務省及び熊本県選挙管理委員会への照会は9月12日付けで、調査請求者に対する資料提出依頼は9月17日付けで依頼文を発出しました。このうち、総務省からは9月26日に回答をいただいておりますが、内容については、その他の照会と併せて次回審査会にてご報告させていただきます。 次に、献金にかかる寄附の様式については、熊本県選挙管理委員会に問い合わせたところ、政治団体によって異なることが分かりました。 第2回審査会において事務局で確認することとした事項についての報告は以上となります。 また、もう一点、事務局で確認しているものがありますのでご報告いたします。 前回審査会の調査請求者への質疑応答において、鈴木会長から「添付資料⑥について、この左側にある企業名は収支報告書に出てきた企業名が書かれているのですか。」という質問があり、それに対して、請求趣旨の説明者の方から「これは市議団が議会で質問するために市の契約管理部から直接

	取り寄せたものであり、全ての企業の契約一覧表として提出しています。」とのお答えがありました。これについて、事務局にて確認したところ、本市における全ての企業の契約ではありませんでした。また、収支報告書に出てきた企業名のすべてが記載されているものでもありませんでした。そのため、鈴木会長からのご指示を受けて、添付資料「⑥熊本市が発注した事業者と発注実績一覧表」において「企業名」の欄に記載の企業が、どのような基準に基づいて選定されたのか、調査請求者へ現在確認している状況です。 最後に、添付資料①から⑤の収支報告書に記載された寄附者の住所が企業の住所であるかどうかの確認につきましては、企業の一覧が記載された書籍及びインターネット上の公開情報等を活用して確認作業を進めております。 報告は以上でございます。
鈴木会長	ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告について何かご質問等ございますか。最後に述べられた添付資料①から⑤の収支報告書に記載された寄附者の住所のチェック作業ですけれども、まずは添付資料に手書きで企業名等が記載されております令和4年、令和5年のものを中心に作業していただいていると聞いております。今、事務局等で調査・作業をしていただいていることや、それに加えて、今日の議論を踏まえてご要望があれば出していただければと思います。
野田委員	今、事務局の方で資料⑥についてどんな形式で契約しているかということを調べていらっしゃるかと思います。先ほど市長に質問をして、献金は応援の気持ちとか、個人からの善意の寄附であると市長が認識していることを確認しました。市長の政治理念等に共鳴、共感していただいているというお話でしたけれども、これは市長自身のご認識だと思います。鈴木会長が話されたおそれの部分については、寄附者側の認識との乖離がないかということを今後審査していく必要があるのではないかと思います。
鈴木会長	何と何の乖離でしょうか。
野田委員	市長の説明と寄附者側の認識の乖離です。今、事務局で調べていただいている資料の中から、新たな状況が出てくるのではないかと考えております。前回、請求者に対して具体

	的な事例がありますかというお話があったと思いますが、それ以外に、不適切な寄附がないかということを調査する資料として、どんな形式で契約しているのかということが関わってくるのではないかと考えたのでお尋ねをしたところです。 それから、もう１点は、お願いをして寄附をしたということをおっしゃっていますが、主体的な意思といいますか、そこには市長が責任を負われる部分があるのではないかと思います。そのあたりを審査の方法として取り扱う必要があるのではないかと考えたところです。
鈴木会長	すみません、十分に理解していないのですが。
野田委員	寄附した方が不適切な行為をしていたという事実があれば、そこに市長の説明責任が出てくるのではないかと思います。
鈴木会長	寄附した側が何か意図をもって行おうとした、あるいは、行おうとしていることと、市長の認識に齟齬があるのではないかと。そこを検討していくべきだということですね。皆様いかがでしょうか。
岩下委員	今回問題になっているのは、市長の行動が政治倫理的にどうかというお話ですので、寄附者側がの認識や不正な行いについては別のお話かと思います。
野田委員	具体的な話を申しますと、寄附をされた方の中に、実は起訴された方がいらっしゃいます。新聞等でも取り上げられているかと思いますが、そのことが私は気になりました。法人税法と地方交付税法の違反で、指名停止になっていらっしゃいます。
鈴木会長	確かにそういう方がおられるということはあると思いますが、今、岩下委員おっしゃったように、ここでの審査は市長の政治倫理違反を審査していくという筋からすると、寄附者側の認識については真正面からのテーマにはならないのではないかと思います。
野田委員	疑いとかおそれとか言う部分では、市長が認識される場所ではないのかもしれませんが、実際にその寄附された方が悪意を持って寄附した部分があるわけです。
鈴木会長	寄附者側が不正を行ったと。場合によっては違法行為を行ったと。その場合に、今回の問題に絡んでどうなるのかというお話ですよ。これについては、あくまでここでの審査は、

	調査請求書もそうだと思いますが、問われているのは市長の政治倫理違反です。ですので、その議論が主になっているという前提からすると、あまり真正面からそのテーマを掲げて、何か調査・分析していくというのは、優先順位はかなり下がるのではないかなと思います。
野田委員	道義的責任という部分では絡んできませんか。
鈴木会長	それは今から議論していくことだと思います。道義的責任なり、おそれというのが、一体どういう状況になったらおそれがあるかないかというのは、先ほどの市長のご意見にもありましたが、まさにそれをこの審査会で議論しないとなかなか方向性が定まらないのかなと思います。これは次回以降の主要なテーマの１つになろうかと思いますので、その議論をしていきながら、もし仮に何か関連性があるようであれば、調査なり何なりしていくという、そういう位置付けかと思います。よろしいでしょうか。
野田委員	分かりました。
鈴木会長	それでは、本日の議事は終了となります。前回、次回以降はこういう段取りですかねというお話をしましたが、調査請求書の４段落について審議をしていくということにはなろうかと思います。ただ、先ほど議論もありましたように、影響し合う論点は当然出てきますので、機械的に次は第１段落、その次は第２段落、というふうにはいきにくい面もあると思います。ですので、あまりリジッドに次回第１段落について議論しますということではなく、まずは第１段落から議論するけれども、場合によっては他の論点についても、出し合いながら議論していこうと考えておりますが、いかがでしょうか。 当然、次回までに前回出していたいただいた色んなところにお問い合わせをしている材料が揃うと思います。これは１０月１０日までにご回答くださいと依頼していましたよね。
那須総務課長	事務局でございます。その通りです。
鈴木会長	ありがとうございます。ですので、そういう材料も見ながら、交通整理しつつ、議論していけたらと考えております。そういったところでよろしいでしょうか。
	委員了承
鈴木会長	それでは、本日の審査会を締めたいと思います。次回の審

	査会は10月30日で調整させていただきたいと思いますが、時間は決まっていますか。
那須総務課長	10月30日の午前中が皆様ご都合よろしいようでしたので、場所も含めまして時間はまた改めてお伝えさせていただければと思います。
鈴木会長	ありがとうございました。これで本日の審議会を終了します。お疲れ様でした。